

令和8年度八戸市企業立地意向調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、八戸市が企業立地意向調査業務を委託するにあたり、その事業者を公募型プロポーザル（企画提案方式）により選定することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度八戸市企業立地意向調査業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(4) 委託金額の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,240,000円

※支払時期は、業務の履行確認後となる。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 八戸市より指名停止を受けていないこと。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てのいずれの申し立てもされていない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。

(5) 市税等を滞納していない者であること。

4 日程

項目	日程等
公募開始	令和8年6月1日（月）
質問の受付期限	令和8年6月5日（金）
質問回答	令和8年6月10日（水）までに回答

企画提案書の提出期限	令和8年6月24日（水）
審査内容通知	令和8年7月3日（金）
契約締結	令和8年7月上旬

5 質問と回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（様式1）により、令和8年6月5日（金）午後5時までに、電子メールにて提出すること。

なお、件名を「八戸市企業立地意向調査業務に関する質問書（事業者名）」とし、電話により受信を確認すること。

(2) 提出先メールアドレス

sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月10日（水）までに、質問書の提出者に対し電子メールにて回答するとともに、八戸市ホームページに公表する。

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる書類を作成し、令和8年6月24日（水）午後5時までに、電子メールにて提出すること。

なお、件名を「八戸市企業立地意向調査業務に関する提案書（事業者名）」とし、電話により受信を確認すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 経費見積書
- ③ 会社概要（パンフレット等）
- ④ 業務実績調書（様式2）
- ⑤ 同意書（様式3）

(2) 提出先メールアドレス

sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

(3) 作成にあたっての留意事項

① 企画提案書

ア 仕様書は、本市が求める要件を定めたものであるため、企画提案書の作成にあたっては、それらの趣旨を十分に踏まえて記載すること。

イ 評価基準（別表）に基づき、次に掲げる事項を必ず記載すること。

- i) 業務の具体的手法・実施方針
- ii) 調査対象企業の抽出・選定方法及び調査件数・調査回収率目標
- iii) 実施スケジュール
- iv) 業務推進体制

v) その他提案事項等

ウ 様式は自由とし、ページ数の制限は設けないが、サイズはA4判に統一すること。

② 経費見積書

ア 仕様書の趣旨を理解した上で見積価格を積算し、作成すること（消費税及び地方消費税を含む。）。

イ 見積価格は、提案内容の評価に際し参考として利用するものであり、契約金額となるものではない。

7 企画提案の選定

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり書類選考により、選定を行う。

(1) 選定委員

- ① 商工労働まちづくり部次長兼商工課長
- ② 商工労働まちづくり部産業労政課長
- ③ 商工労働まちづくり部産業労政課産業労政専門監
- ④ 商工労働まちづくり部産業労政課企業誘致推進グループリーダー

(2) 選定方法

- ① 提出された企画提案書の内容について、別表に基づき、選定委員ごとに採点を行い、評価点数が最高点となる提案を行った事業者1者を候補者とする。
- ② 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な事業者を上位とする。
- ③ 本プロポーザルに参加する事業者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、その提案者を選定する。
- ④ いずれの場合においても、評価点が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

8 選定結果の通知

選定結果は、令和8年7月3日（金）までに、企画提案をした全ての事業者に対して書面により通知するとともに、八戸市ホームページに概要を掲載する。

9 契約の締結

契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、本市と候補者が協議を行い決定する。ただし、本市と候補者との間で協議が整わないときは、次点の提案者を新たな候補者として協議を行う。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類の提出期限以降の差替え及び再提出は、認めない。

(4) 提出書類は、返却しない。

11 その他実施上の留意点

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案する事業者の負担とする。
- (2) 選定過程及び選定結果に係る質問及び異議申立ては、一切受け付けない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八戸市情報公開条例（平成14年八戸市条例第6号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

12 担当部署（書類提出・問合せ先）

八戸市 商工労働まちづくり部 産業労政課 企業誘致推進グループ
〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（市庁別館5階）
電話：0178-43-9048
FAX：0178-43-2146
メール：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

別表

評価基準

評価項目	評価内容	配点
遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容に応じた適正な実施体制が構築されているか。 ・業務実施に必要な専門知識や能力を有しているか。 ・国、地方公共団体等における類似業務の受注実績を有しており、十分な品質が確保されると認められるか。 	10
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、実現可能性 ・調査対象企業の抽出方法の有効性 ・本市への立地可能性の高い企業を抽出するために効果的な手法か ・八戸市の地域特性及び産業特性、対象産業の動向やサプライチェーン等についての理解等 ・調査の実用性（新規アプローチに繋がるか） 	20
見積内容	<ul style="list-style-type: none"> ・積算根拠が明確、かつ、妥当であるか。 	10
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の創意工夫等 	10
合 計		50

※ 得点は、それぞれの評価項目について、次に示す5段階評価による得点化方法を基準として算定する。

評価区分	評価内容	得点化基準
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2